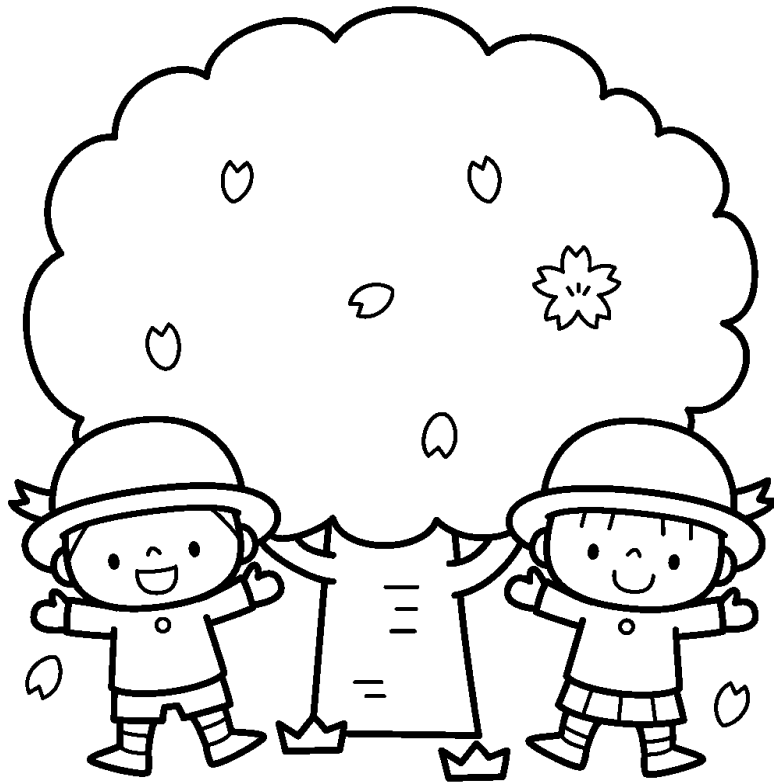


令和 7 年度

令和 7 年 4 月 1 日

入園のしおり

(重要事項説明書)



シャカイフクシホウジン ショウジュアンカイ
社会福祉法人 正寿庵会

みのり保育園

☎ 832 - 0827

福岡県柳川市三橋町蒲船津 155 - 3 番地

TEL 0944-72-9053

FAX 0944-74-4083

Eメール info@minori.hoikuen.ac

HPアドレス <http://minori.hoikuen.ac>

みのり保育園 入園時重要事項説明書

1・事業者

《 令和 7年 4月1日現在 》

事業者の名称	社会福祉法人 正寿庵会
法人の代表理事 氏名	高須実生 (タカス ジツオ)
法人の所在地	福岡県柳川市三橋町蒲船津 155-3番地
法人の電話番号	0944-72-9053
定款の目的に定めた事業	第2種社会福祉事業 保育所の経営
法人の創立年月日	平成 2年 7月 6日

2・基本（事業運営）方針

※ 児童福祉法に基づき、乳児及び幼児の保育事業を行うこと

※ 一人ひとりの子どもを大切に、集団生活を通して、明るく健康的・意欲的で人間性豊かな子どもを育てること。

3・保育方針

※ 「みのり保育園」では、自主性を重んじ明るい元気な子どもの育成に努めます。

※ 愛情と思いやりの保育の中で、一人ひとりが生き生きと生活し、人への信頼感と自己の主体性を形成していく。

※ 適切な環境のもとで、豊かな心情・意欲・態度を身につけ、様々な人とのふれあいを通じて、感謝の気持ちと思いやりの心を育てる。

※ 自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の心を育て、食に関する栄養・健康などの知識や体験を通して『食を営む力』を育てる。

※ あいさつは言うまでもなく、人と人を結ぶ絆の第一歩です。笑顔で元気よく自ら挨拶できる子どもを育てる。

※ 人を大切に、相手に敬意を表す語が元になっている『ハイ』を気持ちよく言えるようにすることで、素直で明るい子どもを育てる。

4・保育目標

※ 自然と社会にふれあう豊かな体験をする。

(楽しい行事・園外保育・散歩・遠足など)

※ あそびや生活の積み重ねの中で生きる力を自然に身につける。

(ままごとあそび・ごっこあそび・プールあそび・砂あそびなど)

※ 意識的、積極的に取り組む中で運動能力やリズム感と感動する心を育てる。

(マーチング・和太鼓・リトミック・なわとびなど)

5・保育所の概要

《 令和 7 年 4 月 1 日現在 》

事業所の名称	みのり 保育園	
施設長 氏名	坂梨三栄子 （サカナシ ミエコ）	
施設の所在地	福岡県柳川市三橋町蒲船津 155-3番地	
施設の電話番号	0944-72-9053	FAX 0944-74-4083
施設の創立年月日	平成 3 年 4 月 1 日	
施設の利用定員	80名 （平成 30年度より） 生後 2 ヶ月の乳児から就学前のお子様をお預かりします	
利用定員	0 歳児 10 名	3 ～ 5 歳児 50 名
	1 ～ 2 歳児 20 名	
職員数（職員体制）	26 名	
	施設長 1 名	主任保育士 1 名
	保育士 19 名	看護師 2 名
	栄養士 3 名	事務職等 0 名
特別保育の実施状況	延長保育（1時間 18：00 ～ 19：00）	
	一時保育（月～金）9時～17時（土曜日は9時～14時まで）	
子育て支援（ぶちとまと）	毎週火曜日保育園一部開放 9：00～12：00 まで	
嘱託医	二宮医院	
	中川歯科	

※子育て支援 ふちとまとは、行事等の都合でお休みの日がありますので、事前にお問合せいただきますようお願いいたします。(予約がいります)

6・開園日・開園時間及び休園日

開園日	月曜日から土曜日まで
開園時間 (保育標準時間利用者)	午前 7 時から午後 7 時まで 午後 6 時から延長保育
(保育短時間利用者)	午前 8 時から午後 4 時まで 午後 4 時から延長保育
休園日	日曜日・国民の祝日
	年末年始 (12月30日から1月3日まで)
その他の休園日	災害等で施設に障害があり開園出来ない場合

7・問題解決委員の設置

《 令和 7 年 4 月 1 日より 》

解決責任者	施設長	坂梨三栄子	72-9053
受付担当者	主任保育士	西原 みき	72-9053
第三者委員	会社役員	中島 良一 氏	72-3375
第三者委員	元民生委員	白石 小夜子	

8・施設の概要

認可（変更）年月日		（認可）平成3年4月1日	（変更）平成30年11月1日	
構造等		鉄骨スレート造 平屋建		
区 分	室 数	認可面積	現在の面積	摘 要
乳児室 ほふく室含む	2	133.98 m ²	133.98 m ²	0・1 歳児
保育室	3	132.00 m ²	132.00 m ²	2・3・4・5 歳児
遊戯室	1	110.00 m ²	110.00 m ²	多目的ホール
調理室	1	36.80 m ²	36.80 m ²	
事務室 医務室を含む	1	39.90 m ²	39.90 m ²	
トイレ	2	21.30 m ²	21.30 m ²	
その他		25.44 m ²	25.44 m ²	
延べ床面積計		499.42 m ²	499.42 m ²	
建築面積		565.48 m ²	565.48 m ²	
屋外遊技場		1000.06 m ²	1000.06 m ²	園 庭
その他の面積		371.89 m ²	371.89 m ²	
敷地総面積		1937.43 m ²	1937.43 m ²	

※ 平成30年変更乳児室112.32m²から133.98m²に変更

9・年間行事予定

季 節	行 事 内 容
春	入園式（4月1日）・ 歓迎遠足
	子どもの日の集い ・ バス遠足（4・5 歳児）
	保育参観（3・4・5 歳児）（保護者会総会）
夏	水遊び開始 ・ 七夕の集い ・ 観劇会（柳川市年長児）
	年長児お楽しみ保育 ・ 夏祭り
秋	運動会 ・ 祖父母参観 ・ 水郷苑慰問
	幼年消防大会（柳川市年長児）
冬	お遊戯会 ・ クリスマス会 ・ もちつき会
	保育参観（0・1・2 歳児） ・ マラソン記録会
2月 ・ 3月	豆まき ・ 音楽発表会 ・ 英語教室の発表会（年長児）
	ひな祭り会 ・ 卒園式
毎月の行事	誕生会 ・ 身体測定 ・ 避難訓練
	リトミック ・ 英語教室 ・ 絵画教室 ・ 習字教室
職員研修等 （全職員対象）	職種、経験に基づき自己研鑽を高めるために、月1回の園内研修を行います。
	適切な外部の研修にも、職種・経験に基づき自己研鑽を高めるため参加します。

10・利用の開始及び終了に関する事項等

本園は、柳川市が行った利用調整により本園の利用が決定され、かつ保育の実施について柳川市から保育の委託を受けたときはこれに応じる。

【園児が次のいずれかに該当する場合は、保育の提供を終了する。】

- (1) 当該園児に係る支給認定の効力が失われたとき
- (2) 保護者から本園の利用について取消しの申し出があったとき
- (3) 柳川市が当該園児の利用継続について不可能であると認めたとき
- (4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき

11・日本スポーツ振興センター災害救済への加入

保育園における保育中の不慮の事故に備えて、日本スポーツ振興センター災害救済に加入していると医療費の一部が給付されます。

加入掛金の一部について、同センターの規約により、保育料によって該当される保護者については、年額負担金の納入をお願いすることとなっております。

12・個人情報の取り扱い

個人情報の取り扱いについては、柳川市の個人情報保護条例に基づいて、別紙の通り取り扱いを行います。

また、保育活動の掲示でお子様の写真を使ったり、お子様をビデオで撮影しクラス懇談会や保育参観等で視聴することもあります。個人情報や肖像権の観点から、事前に保護者の

皆様にご了解を得て掲示や視聴を行います。希望されない方は保育園にその旨をお申し出ていただきますようお願い致します。

13・一日の流れ

時 間	主な保育の流れ	0 歳児	1・2 歳児	3 歳児	4・5 歳児
7:00	開 園	順次登園	順次登園	順次登園	順次登園
		健康観察表記入	健康観察表記入	健康観察表記入	健康観察表記入
		持ち物整理	持ち物整理	持ち物整理	持ち物整理
9:00		自由遊び	自由遊び	自由遊び	自由遊び
9:15	朝の体操	朝の体操	朝の体操	朝の体操	朝の体操
9:30	朝の集まり	朝のおやつ	朝のおやつ	朝の集まり	朝の集まり
	園児点呼・絵本の読み聞かせ・歌など				
10:00	保 育 活 動（設定保育）				
11:00	お給食	11:00 ～	11:00 ～	11:20 ～	11:30 ～
	お昼寝	12:30 ～	12:30 ～	13:00 ～	保育活動
15:00	全 園 児 お や つ				
15:40	降 園 準 備				
16:00	順次降園	自 由 遊 び			
17:00		室 内 遊 び			
18:00	延長保育開始	おやつ ・ 順次降園			
19:00	延 長 保 育 終 了				

※標準時間認定の保護者は18：00より延長保育利用になります。利用料金は1回 100円です。

※短時間認定の保護者は16時より延長保育が出来ます。16時より1時間につき 100円必要です。

※年中・年長児は、希望者だけ週に 1回（火曜日）にスイミング教室があります（柳川スイミング）

14・保護者の負担について・1

※ 2歳までの保育料はお住いの市町村が決定します。

児童の属する世帯の扶養義務者の市県民税額により、保育料が決まります。保育園を欠席された

場合でも、在籍している月の保育料は支払っていただくことになります。（0歳児から2歳児のお子様）

※ 退園される場合は、保育園に知らせてから早めに市役所での手続きをお願いします。

※ 保育料は毎月 納付書をお渡しいたします。保護者の方で月末までに納めて頂きますようお願いいたします

15・保護者の負担について・2

令和 元年 10月 1日からの幼児教育・保育の無償化に伴う変更があります。（9ページで説明）

品 目	金額（円）	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3・4・5 歳児
主 食 代	500	無	無	無	有り（毎月）

実費利用

バス利用料金	1,000	利用契約者のみ（月額）			
延長保育利用料 （毎回の支払）	標準時間認定	18：00 ～ 19：00まで		100円	
	短時間認定 16時以降 1時間ごとに 100円必要です。	16:00～17：00まで	17：00～18：00まで	18：00～19：00まで	
		100円	100円	100円	

※ その他教材や体操服・保護者会会費など保護者に負担いただくものとして別紙のものが
あります。

※ 送迎バスは利用できますが、バスの定員や範囲があり申し込みに対応できない場合があります。

16・お給食（食育）について

当園の給食方針	お子様の健康を第一に考えて、当園では、冷凍食品・防腐剤・着色料などの健康を害する食材はなるべく使用せず、体に良い新鮮な食材を提供します。 また、味付けに工夫を凝らし、好き嫌いが無いように育成いたします。
昼食・おやつ	保護者の方へは、毎月月末に翌月の献立表をお配りします。
アレルギー等への対応	アレルギーが疑われる場合、医師の診断書（又は指示書）を保育園に提出して下さい。 個別にご相談の上、診断書（又は、指示書）に基づき当園で除去可能な物は除去食や代替食で対応いたします。

※ 0歳・1歳・2歳児は、完全給食です。（給食と午前・午後のおやつ）

※ 3歳・4歳・5歳児は、完全給食です。（給食と午後のおやつ）

※ 4歳児より毎月一回お箸の使い方の練習を導入・・・豆競争など

※ 紙芝居などで、色々な食育も行う。

※ 野菜栽培を通して食育も行う。クッキング保育を通して食材や作る楽しさを知らせています。

17・安全保育の体制

保育園はお預かりしているお子様が健康で安全な生活ができるように、園長・主任保育士・保育士・栄養士（調理員）・看護師（准看護師も含む）嘱託医・地域の関係機関等が連携して適切な運営を行い、『安全保育の体制』を充実させています。

それぞれの責任者で点検された内容を検討、改善するために《リスクマネジメント委員会》を組織して、『安全管理』『衛生管理』『健康管理』に努めます。

また、お子様の事故防止や、交通安全教室、災害や不審者侵入時に備えた避難訓練の実施などにも努めます。

18・虐待の対応

柳川市が作成している、子育て支援事業計画に沿って行います。

※ 通報順 ① 柳川市保健福祉部 児童家庭課・子育て支援課・・・直通TEL 0944-77-8523

② 大牟田児童相談所・・・直通TEL 0944-54-2344

③ 福岡県福岡児童相談所・・・直通TEL 092-586-0044

19・送迎について（登降園打刻）

事故防止のため、お子様の送迎は（バス契約者以外）保護者の方をお願いしています。

※ 必ず、保育園の中まで来ていただき、職員にお預け下さい。（登園の打刻をして下さい）

※ お迎えの際も、職員に降園を告げてお帰り下さい。（降園の打刻をして下さい）

※ ご都合でお迎えの方が変わられる場合、《必ず詳しい内容》を保育園までお知らせ下さい。

※ 特に、登園・降園時は、保護者・お子様の出入りが多くて危険です。近隣に迷惑のないように一人ひとりが気を付けて安全に登降園しましょう。

※ お車から離れるときは、子どもたちを残してきたり、貴重品などは危険ですので車の中に置かないようにして下さい。

20・緊急時のお迎えについて

※ お子様の熱が急に上がった場合やケガなど、お子様の状況をお電話でお知らせいたしますので、必ず緊急連絡先を事前に保育園までお知らせ下さい。

※ 緊急連絡先の変更《勤務先・住所 など》は早急にお知らせ下さい。

21・災害時の対応（火災・台風・大雨等）

第一避難場所・・・みのり保育園 園庭

第二避難場所・・・エルンテハイム（ラウンジ）1F又は、2F TEL 0944-74-8655

22・健康管理

- 1・ 保育園は集団生活の場であります。保育園では、お子様の健康管理には、特に気をつけておりますが、保護者の皆様にも登園時には、お子さんの機嫌や顔色などの健康状態を確認し、体調の悪い場合は連絡帳にご記入下さい。
- 2・ 感染症、その他の流行性の病気は、他のお子様と集団生活が出来かねる場合がありますので、早期の治療をお願いします。 また、必ず医師の許可を受けてから保育園に登園されるようお願いします。（医師の登園許可を保育園の同意書にサインを頂き登園させて下さい。）
※別紙で登園できない病気一覧表をお付けしますので、必ずご覧下さい。
- 3・ 病後児保育についてのお知らせ
柳川市では、柳川保育園で実施されています。（0944-72-8923）
専用の保育室でお預かりされます。利用できるのは、市内の保育所・幼稚園に通所中の児童・小学校 6年生までのお子様を対象です。 ※ 事前に登録が必要です。直接柳川保育園に申込みして下さい。
- 4・ お子様の体調が悪い時には（特に下痢や発熱）、十分に休息をとらせて下さい。
「お薬」は原則としてお預かりできませんが、昼間どうしても服用しなければならない場合は、担当の医師から処方されたお薬に限りお預かりします。（市販のお薬は服用させません。）
ただし、《投薬連絡票》に投薬情報等ご記入され、提出されないと服用いたしません。
- 5・ 保育園では、軽度の擦り傷や虫刺され等は、保育士が保育園にある薬で簡単な処置を行います。
保育園にある薬、（ワセリン・ムヒ・オロナイン軟膏・リバテープ・冷却シート等）
※ お子様の体質によって、使用できない薬がありましたら、保育士までお知らせ下さい。
☆ 投薬連絡票 ・ 登園許可票 ・ 同意書は事務所に置いてあります。

23・その他・お願い

- 1・ 感染予防のために降園時は、親子で手を洗いましょう。
- 2・ 毎月、《園だより・クラスだより》《給食だより》をお渡しします。行事予定や献立等を記載しますので、見やすいところに保管して下さい。（園だより・給食だよりホームページに記載あり）
※ 行事の前には、お便りも配布致します。 ※ ベビー組横の掲示板も見てください。
- 3・ 各行事等終了後保護者の皆様に意見や感想をお聞きし、今後の保育の参考にさせていただき、アンケートの記入をお願いしたり、機関関係からの保育に関するアンケートの依頼など、ご記入をお願いする場合がありますので、ご協力を宜しくお願い致します。
- 4・ 行事・手紙の内容等の変更をする場合があります、その場合は、随時お知らせを致します。

24・無償化に伴う保護者の負担について

※ 令和 元年 10月1日から幼児教育・保育の無償化になり、3歳児以上の保育料が無料の対象

※ 0歳から2歳までのお子様については、住民税非課税世帯を対象として利用料の無償化の対象

※ 保育料・利用料の無償化があっても3～5歳児の給食費については、保護者の負担となっています。

25・無償化に伴う給食費の負担について

※ 保育園のお給食の食材（副食）にかかる費用については、無償化後も引き続き保護者の皆様の負担となります。以下（副食費）と言う。

副食費については、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用とされてます。このために、保育所を利用する保護者も自宅で子育てを行う保護者と同様に、その費用を負担することを原則とされています。

お給食費の月額

品 目	金額（円）	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3・4・5 歳児
主 食 代	500	無	無	無	有り（毎月） ※すべてのお子様に
副 食 費	4,500	無	無	無	有り（毎月） ※一部免除の方あり
合 計	5,000	無	無	無	

※ 副食費については、年収360万円相当世帯の子供とすべての世帯の第3子以降の子供については副食費等の費用が免除されます。詳しくはお住いの行政にお尋ねください。

※ 主食代については、すべてのお子様に負担していただきます。（従来どおりです。）

※ 給食費は毎月 20日に袋をお渡し致しますので、25日までに担当保育士までお渡し下さい。

※ 給食費は食材等の発注を前月にするため、保育園を欠席された場合でも、在籍している月の給食費は全額支払っていただくことになります。

※ その他、気になることやご質問があれば、園長他職員までお尋ね下さい。

1・制服・保育教材などの価格表 実費徴収 《 令和 7 年 4 月 1 日現在 》

品 目	金額 (円)	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3・4・5 歳児
制服ジャケット	10,900				○
男子制服ズボン	6,600				○
女子制服スカート	7,000				○
ブラウス長袖	4,300				○
ブラウス半袖	4,200				○
制服帽子 (冬)	3,700				○
麦わら帽子	3,600				○
制かばん (リュック)	3,800			○	○
洗えるぞうさんバック	550			○	○
体操服長袖	3,100			○	○
体操服半袖	2,600			○	○
体操服ズボン	2,600			○	○
体操帽子	1,030		○	○	○
スモッグ	2,450			○	○
鍵盤ハーモニカ	4,900				○
絵本代		550	400		
月刊誌				420	460～480
その他の教材	クレヨンなど	※毎年、新年度にお知らせ致します。			
※この価格は、令和7年度からの価格表示です。価格が、今年変更になりました。					

※ 制服等ご購入された場合は、雑費袋におつりがいらないように入れて各担当保育士まで手渡して下さい。

※ 保護者会会費、毎月 700円の請求とお知らせがあります。

園の雑費袋に保護者会費・月刊誌等の料金を一緒に入れて各担当保育士に手渡し下さい。

※ その他の行事での保護者用食材費などは、別途支払いをお願いすることがあります。

延長保育利用金	標準時間認定	18：00 ～ 19：00まで		100円
	短時間認定 16時以降 1時間ごとに 100円必要です。	16:00～17：00まで	17：00～18：00まで	18：00～19：00まで
		100円	100円	100円

※ 延長保育の利用料金は、毎回利用された日にお支払いください。

※ 延長保育を利用される場合は、保育園まで事前にお知らせください。

個人情報の取り扱いについて

みのり保育園

1・個人情報保護方針

みのり保育園を（以下保育園と言います。）保育園は、利用者様からの信頼を第一と考え、利用者様に関わる情報を正確、かつ機密に取り扱うことは、保育園として重要な責務であると考えています。そのために、利用者様個人情報に関する、《個人情報保護方針》を制定し、個人情報の取り扱い方法について、全職員及び関連会社への徹底を実施してまいります。

その内容は、以下の通りです。

なお、既に保育園で保有し利用させて頂いている個人情報につきましても、基本方針に従って取り扱いを実施いたします。

2・個人情報の取り扱いについて

※ 幼児生活調査票に記載された情報

① 保育園では個人情報を適法かつ公平な手段により収集いたします。利用者様に個人情報の提供をお願いする場合は、事前に収集の目的や利用の内容を開示した上で、保育園の正当な事業の範囲内で、その目的の達成に必要な限度において、個人情報を取得いたします。

② 保育園がお預かりした個人情報は、個人情報を頂いた方に承諾を得た範囲内で、また収集目的に沿った範囲内で利用します。

※ 利用範囲

- ・ 業務上ご連絡をする場合
- ・ 利用者様からのお問合せやご依頼等への対応をさせて頂く場合
- ・ その他、利用者様に事前にお知らせし、ご同意を頂いた目的の場合

上記以外の目的で利用者様の個人情報を利用する必要が生じた場合には、法令により許される場合を除き、その利用について、利用者様の同意を頂くものとします。

3・個人情報の第三者提供

保育園では、利用者様の同意なしに第三者への提供はいたしません。

ただし、個人情報に適用される法律その他の規則より、保育園が従うべき法令上の義務等の特別な事情がある場合は、この限りではありません。

4・個人情報の開示・訂正・利用停止・消去の手続き等

利用者様から提供頂いた個人情報に関して、照会・訂正・削除を要望される場合は、保育園にご請求下さい。

ご本人によるものである事が、確認できた場合に限り、合理的な範囲で速やかに対応いたします。

5・個人情報の安全管理

保育園では、取得した個人情報を適切に管理し、不正アクセス・紛失・破壊・漏洩などから守るべき必要な安全対策を講じます。

6・外部リンクに関して

保育園サイトにリンクされている他のウェブサイトによる個人情報の安全管理に関しては、当保育園が責任を負うことが出来ません。

7・個人情報に関する お問合せ窓口

保育園の個人情報の取り扱い等に関するお問合せについては、以下の窓口で対応致します。

- ①受付担当・・・主任保育士 ②責任者・・・施設長（坂梨三栄子） ③ TEL 0944-72-9053

保護者各位

社会福祉法人 正寿庵会
みのり 保育園
園長 坂梨三栄子

「ご意見・ご要望申出窓口」の設置について

社会福祉法人第 82 条の規定により、本事業所では、利用者様からのご意見や苦情・ご要望に適切に対応する体制を整えることといたしております。

本事業所における問題解決責任者、問題受付担当者および第三者委員を下記のとおり設置し、解決に努めることといたしておりますので、保護者様へお知らせいたします。

1 ・	問題解決責任者	園長	坂梨三栄子	0944-72-9053
2 ・	問題受付担当者	主任保育士	西原 みき	0944-72-9053
3 ・	第三者委員	行政区長	中島 良一 氏	0944-72-3375
4 ・	第三者委員	元民生委員	白石小夜子	0944-73-6244

※ 問題解決の方法

(1) 意見の受付

意見は、口頭・電話・書面などにより問題受付担当者が随時受付いたします。

なお、第三者委員や園長に直接意見を申し出ることもできます。

(2) 意見受付の報告・確認

意見受付担当者が受け付けた意見を意見解決責任者と第三者委員に報告いたします。

(申出された方が第三者委員への報告を拒否された場合は、報告しません。)

第三者委員は内容を確認し、意見申出人に対して報告を受けた旨を通知いたします。

(3) 意見解決のための話し合い

意見解決責任者は、意見申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際に、申出人は、第三者委員の助言や立会を求めることができます。

なお、第三者委員の立会による話し合いは、次の通りに行います。

ア . 第三者委員による内容の確認

イ . 第三者委員による解決案の助言・話し合いの調整

ウ . 話し合いの結果や改善事項の確認 (その後に公表)

(4) 都道府県「運営適正化委員会」の紹介

本事業所で解決できない場合等、福岡県社会福祉協議会に設置された福岡県運営適正委員会や市役所等に直接申し出ることもできます。

※ 福岡県運営適正委員会・・・福岡県春日市原町3-1-7 クロハ・プラザ4F Tel 092-915-3511

※ 柳川市役所 子育て支援課・・・柳川市本町87-1 Tel 0944-77-8523 (直通)

みのり 保育園

年 月 日

※ この様式でなくても、受付いたします。

※ 意見・要望記入欄

※ 保育園記入欄

[illegible]

重要事項説明書に関する同意書

特定保育・教育又は地域型保育の提供にあたり 『みのり保育園重要事項説明書』に基づき、
重要事項の説明を行いました。

令和 7 年 4 月 1 日

施設名称	みのり保育園
------	--------

施設代表者	高須 実生
-------	-------

保育園では、日々の様子をホームページ中のトピックスに同意された方を写真付きで日記風に掲示しています。
お子様や保護者のお顔などが掲示する事に同意できるか、できないかをお聞かせ下さい。

下記の事項に○をお付け下さい。

- | | | | |
|-------------|-------|---|---------|
| ※ お子様の写真の掲示 | かまわない | ・ | してほしくない |
| ※ 保護者の写真の掲示 | かまわない | ・ | してほしくない |

- ・お子様や保護者様単独（大きく写った）のお写真は掲示いたしません。
- ・お子様や保護者様の固有名詞での掲示もいたしません。

緊急連絡の方法としてメール配信を使用しており、保護者個人のメールアドレスの登録が必要となります
台風等の災害時や急な行事の変更など素早く情報が伝達できますので、登録のご理解とご協力を
宜しく願います。

私は、重要事項の説明を受け、内容に同意しました。

令和 年 月 日

住 所	
-----	--

保護者氏名	
-------	--

園児名	
園児名	
保護者と児童の続柄（ ）	